

事 務 連 絡
平成20年 7 月 22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(フィリピン産マンゴー)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の検査命令免除輸出業者が輸出した生鮮マンゴーから基準値を超えるシペルメトリンが検出されたことから、同事務連絡の別添1の2の別表16から当該業者を削除し、別紙のとおりとしますので御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

また、フィリピンにおける対日輸出マンゴー残留農薬管理規定の実効性を検証する目的で、別紙検査命令免除対象輸出業者からのフィリピン産マンゴーの輸入届出については、残留農薬（クロルピリホス及びシペルメトリンを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとしたので、御了知の上、検査の実施方よろしく申し上げます。

記

Stanfilco, A Division of Dole Philippines, Inc.

<違反事例>

品 名：生鮮マンゴー

輸 入 者：伊藤忠商事 株式会社

輸 出 者：Stanfilco, A Division of Dole Philippines, Inc.

届出数量及び重量：196 C/T、980 kg

検査結果：シペルメトリン 0.06ppm（基準値：0.03ppm）

届 出 先：神戸検疫所